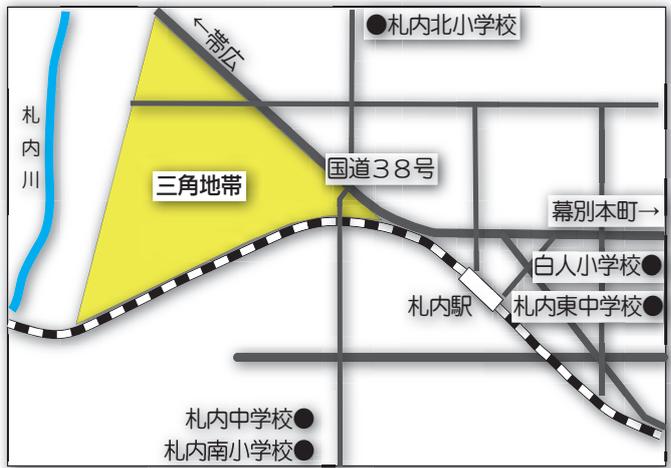


平成26年度から 札内地区の通学区域を 一部変更します

札内地区の小・中学校通学区域について審議する教育委員会の諮問機関「学校あり方検討会」では、平成24年10月から3回にわたり検討が行われ、現在、札内地区の一部の地域で適用されている小・中学校選択制度を見直す内容の答申がまとめられ、教育委員会に提出されました。

この答申を踏まえ、教育委員会では関係規則等を改正し、平成26年度から通学区域を一部変更します。



▲新たな通学区域が適用される三角地帯

	変更前	変更後
小学校	三角地帯の児童は札内北小学校が指定校となるが、区域外通学による札内南小学校への入学を認める。	三角地帯の児童は札内南小学校が指定校となるが、区域外通学による札内北小学校への入学を認める。
中学校	札内北小学校を卒業する児童は、札内中学校か札内東中学校のいずれかの入学を選択できる。	札内北小学校を卒業する児童は、札内東中学校に入学する。ただし、三角地帯から通う児童は中学校を選択できる。 また、中学校入学時に兄弟が札内中学校に在学している場合は、区域外通学による札内中学校への入学を認める。

▲札内地区通学区域の答申内容

答申内容について

①小学校の通学区域

西町第1公区、北栄町、共栄町第1公区と第3公区などの国道38号と鉄道、札内川堤防で囲まれた地域（三角地帯）は、これまで幕別町立小・中学校通学区域規則により札内北小学校区域と定められ、通学における安全性の確保や遠距離通学の負担軽減を理由に札内南小学校への区域外通学が認められていました。

答申では、この三角地帯から通う約8割の児童が札内南小学校への入学を選択している実情を考慮し、平成26年度以降に入学する三角地帯の児童は、札内南小学校を指定校（通学する学校）とし、札内北小学校へは、区域外通学により入学することが望ましいとしています。

②中学校の通学区域

これまで、札内北小学校の卒業生については、区域外通学の弾力的な運用により札内中学校と札内東中学校が選択できることになっており、約7割の児童が札内中学校を選択しています。今後、札内中学校と札内東中学校での生徒数や学級数に一層大きな開きが生じる可能性があることから、答申で

は教育環境への影響を考慮し、札内北小学校を卒業する児童の中学校選択制度を廃止し、札内東中学校へ入学することが望ましいとしています。

ただし、三角地帯から札内北小学校に通学している児童の中学校入学については、現行の区域外通学制度を継続することが望ましいとしています。

③その他

制度移行の措置として、札内北小学校を卒業する児童が平成26年度以降、中学校入学の時点で兄弟が札内中学校に在籍している場合は、区域外通学制度の活用を継続することが望ましいとしています。

この他、中学校選択制度の廃止にともない、通学距離等も考慮し、スクールバス等の運行について検討するよう意見がありました。

平成26年度から適用

この答申を受けて、1月25日に開催された教育委員会会議において、その内容が承認がされました。

2月22日と26日、札内北小学校で2回の保護者説明会などが行われ、平成26年度の新入生から新たな通学区域規則等が適用されることとなります。